

◆ 渡 邊 眞 次 議員

【平成26年度鬼北町における消費税増税の影響について】

問 鬼北町の歳入・歳出において、どのような影響があったか。

答 消費税については、国税分としての消費税6・3割と県税分としての地方消費税1・7割の合計数値として一般的に8割と表現されている。このうち、約2割が地方交付税および県から算定された額が市町村の財源として交付されることとなる。

また、地方税法第72条の116第2項の規定により、「消費税法第1条第2項に規定する経費とその他社会保障施策に要する経費に充てるものとする」と規定されているところである。

この趣旨を踏まえて、本町においても、平成26年度に交付された地方消費税交付金1億1,183万6千円のうち、社会保障財源分として2,073万2千円が交付され、社会福祉、社会保険、保健衛生事業の一般財源に充当し事業を実施したところである。

問 経済的弱者に対する救済措置は、どのような行われたか。

答 国の方針に基づき、鬼北町における経済的弱者に対する救済措置とし

て、国民健康保険税の5割軽減世帯および2割軽減世帯に係る軽減判定所得の基準を見直したことにより、被保険者の負担の軽減を図ったところである。

具体的には、5割軽減世帯については、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に世帯主を含めることとし、2割軽減世帯については、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘ずべき金額を35万円から45万円に引き上げることとしたものである。後期高齢者医療広域連合においても、後期高齢者医療保険料について、同様の見直しが行われている。

また、保険給付の対象となる療養の範囲の適正化および負担能力に応じた負担の観点から、高額療養費の見直しを行い、70歳未満の所得区分を細分化し、自己負担限度額をきめ細かく設定することにより、一般所得者のうち年収約370万円以下の月単位の上限額を8万1000円から5万7,600円に引き下げること、家計に対する医療費の自己負担が過重なものとならないよう措置したもので、平成27年1月から実施しているところである。

さらに、消費税率の引き上げにあたっては、税収増を社会保障の充実・

安定化に充てるのみならず、デフレ脱却と経済再生に向けた取組みをさらに強化するため、「経済政策パッケージ」として取り組むこととされ、その一つとして、「簡素な給付措置」として「臨時福祉給付金」および「子育て世帯臨時特例給付金」の支給を行ったところである。

「臨時福祉給付金」については、非課税者など所得が低い方々に対して、臨時的な措置として対象者一人につき1万円を支給、また年金受給者など加算要件を満たす方に5千円を加算し、支給を実施したものである。当町における平成26年度臨時福祉給付金の支給者数は3,224人、支給額は4,317万円となっている。

また、平成27年度については、対象者一人につき6千円の臨時福祉給付金が支給されることになっており、予算額は3,700人分の2,220万円を計上している。

さらに、子育て世帯への影響を緩和し消費の下支えを図るため、平成26年1月1日に鬼北町に住民票があり、平成26年1月分の児童手当を受け給している方で、平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たない方に対し、臨時的な措置として、対象児童一人当たり1万円の「子育て世帯臨時特例給付金」を支給したところである。

問 鬼北町におよぼす影響について、どのように考えているか。

答 町財政にとっては目的が限定されているが、収入の増が見込めるところである。

しかし、経済動向、個人生活の観点からすると、特に地方においては景気回復が見込めず、賃金の上昇が想定されていたほど期待できない中では個人消費の落ち込みにつながりかねず、非常に危惧している。

【町内街灯のLED化の取組みについて】

問 町内に町管理街灯と、部落管理街灯はいくつあるのか。また、そのうちLED化はどのくらいされているのか。

答 町管理街路灯は425灯で、そのうちLED化されているものは38灯となつている。地元管理の街路灯は、各自治会等で設置および管理されているため、LED化と併せて把握していない。

町街路灯のLED化については、街路灯本体が故障した場合にはLED機器に変更しているが、蛍光管のみの不具合の場合は蛍光管の交換とされている。

問 蛍光管とLEDの費用対効果の違いをどのように考えているか。